

倉敷市水道局建設工事等入札立会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷市水道局電子入札実施要綱第12条に規定する開札の立会いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(開札における立会い)

第2条 電子入札に参加した者は、当該入札案件の開札立会ができるものとする。

なお、立会いを希望する者は、開札執行予定日時の10分前までに所定の開札立会申込票に必要事項を記入し、水道総務課へ提出しなければならない。

2 立会者は開札立会時に印鑑を持参すること。

なお、立会者が入札者以外の者であるときは、前項に規定する開札立会申込票提出時に開札立会に関する委任状を提出しなければならない。

(立会者の責務)

第3条 立会者は、公正な入札の執行について確認を行うものとし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の公正な入札執行を妨げる行為を行ってはならない。

2 立会者は、開札執行者の指示に従って立会いを行うものとし、入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。

3 開札執行者は、立会者が前2項に規定する禁止行為を行った場合は、直ちに当該立会者の立会いを禁止し、退出を命ずることができるものとする。

4 立会者は、第1項の確認後、開札経過確認書に記名押印を行うものとする。なお、立会者が複数の場合は、開札執行者が指定した者（1名）が、記名押印を行うものとする。

(入札者が立ち会わない場合)

第4条 開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、当該職員を立ち会わせないことができる。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。